

3 障害福祉サービス等の利用状況

【出典：令和2年度北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査】

(1) 相談の状況

ア 生活に関する悩み・不安の相談先としては、全ての障害種別において、「家族や親せき」の割合が最も高くなっています。

イ 家族や親せき以外の相談先については、身体障害のある人、知的障害のある人、発達障害のある人で「利用している施設や事業所の職員」、精神障害のある人で「通院している医療機関の職員」、障害のある子どもで「通院施設や学校などの先生」、難病患者で「友人・知人」など、障害種別により傾向に違いがみられます。

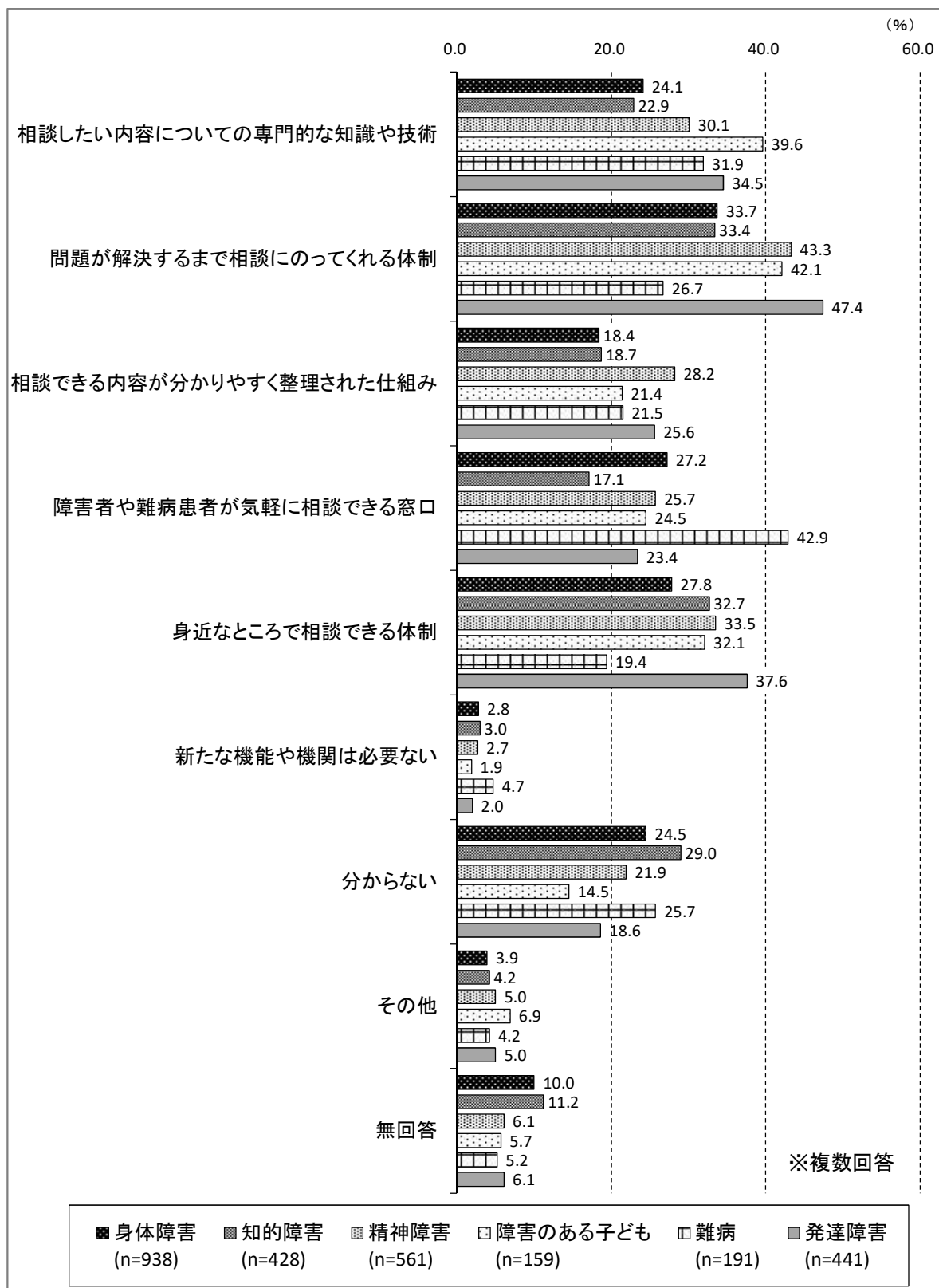
【生活に関する悩み・不安の相談相手】

<複数回答>

	身体障害 (n=938)	知的障害 (n=428)	精神障害 (n=561)	障害のある 子ども (n=159)	難病 (n=191)	発達障害 (n=441)
1位	家族や親せき (56.0%)	家族や親せき (56.1%)	家族や親せき (61.7%)	家族や親せき (59.7%)	家族や親せき (75.9%)	家族や親せき (63.9%)
2位	利用している施設や 事業所の職員 (23.6%)	利用している施設や 事業所の職員 (39.7%)	通院している 医療機関の職員 (35.5%)	通院施設や 学校などの先生 (40.9%)	友人・知人 (33.0%)	利用している施設や 事業所の職員 (37.6%)
3位	友人・知人 (21.0%)	相談支援事業所 (相談支援専門員) (15.4%)	利用している施設や 事業所の職員 (26.9%)	利用している施設や 事業所の職員 (27.7%)	通院している 医療機関の職員 (20.4%)	通院している 医療機関の職員 (19.5%)
4位	通院している 医療機関の職員 (13.1%)	友人・知人 (10.7%)	友人・知人 (25.3%)	友人・知人 (17.6%)	利用している施設や 事業所の職員 (7.3%)	相談支援事業所 (相談支援専門員) (17.9%)
5位	相談支援事業所 (相談支援専門員) (12.6%)	通院している 医療機関の職員 (8.4%)	相談支援事業所 (相談支援専門員) (16.0%)	通院している 医療機関の職員 (16.4%)	職場の上司や同僚 (6.8%)	友人・知人 (15.9%)
へ 参 考 ▽	相談しない (11.6%)	相談しない (8.6%)	相談しない (4.5%)	相談しない (8.8%)	相談しない (9.9%)	相談しない (7.7%)
	相談できる人が いない (5.0%)	相談できる人が いない (4.2%)	相談できる人が いない (8.2%)	相談できる人が いない (3.1%)	相談できる人が いない (3.7%)	相談できる人が いない (6.3%)

ウ 相談機関に必要なこととして、難病患者以外の障害種別においては、「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」とする人が多く、難病患者については、「障害者や難病患者が気軽に相談できる窓口」を求める声が多い傾向となっています。

【相談機関に必要なこと】



(2) 障害福祉サービス等の利用状況

ア 障害福祉サービス等の利用状況については、いずれの障害種別においても、利用率が高いもので2～3割程度となっていますが、障害のある子どもでは、「放課後等デイサービス」が51.6%と利用率が高くなっています。

イ 地域生活支援等の利用状況についても、いずれの障害種別においても利用率は1割未満から1割程度となっているものの、障害のある子どもでは「日常生活用具の給付・貸与」が25.2%と高くなっています。

ウ 障害福祉サービス、地域生活支援ともに、利用率が比較的低いものの、利用サービスに対する満足度は、全体的に高くなっています。

エ 障害福祉サービス利用者のうち、就労系サービスの利用は、身体障害で約1割、知的障害で約3割、精神障害で約4割、難病で約0.5割、発達障害で約3割となっています。

【障害福祉サービス等の利用状況と満足度】

	利用率												満足度					
	身体障害 (n=938)		知的障害 (n=428)		精神障害 (n=561)		障害のある 子ども (n=159)		難病 (n=191)		発達障害 (n=441)		身体 障害	知的 障害	精神 障害	障害の ある 子ども	難病	発達 障害
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%	%	%	%
居宅介護(ホームヘルプ)	147	(15.7)	23	(5.4)	45	(8.0)	5	(3.1)	9	(4.7)	21	(4.8)	(80.3)	(87.0)	(84.4)	(60.0)	(77.8)	(76.2)
重度訪問介護	36	(3.8)	4	(0.9)	3	(0.5)	3	(1.9)	4	(2.1)	5	(1.1)	(80.6)	(75.0)	(100.0)	(66.7)	(75.0)	(60.0)
同行援護	44	(4.7)	2	(0.5)	1	(0.2)	1	(0.6)	0	(0.0)	6	(1.4)	(86.4)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(83.3)
行動援護	10	(1.1)	22	(5.1)	11	(2.0)	1	(0.6)	1	(0.5)	20	(4.5)	(60.0)	(95.5)	(90.9)	(100.0)	(0.0)	(95.0)
重度障害者等包括支援	28	(3.0)	6	(1.4)	4	(0.7)	1	(0.6)	2	(1.0)	5	(1.1)	(89.3)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
施設入所支援	93	(9.9)	61	(14.3)	7	(1.2)	2	(1.3)	4	(2.1)	33	(7.5)	(89.2)	(88.5)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	(87.9)
短期入所(ショートステイ)	58	(6.2)	71	(16.6)	7	(1.2)	15	(9.4)	0	(0.0)	55	(12.5)	(82.8)	(90.1)	(71.4)	(73.3)	(0.0)	(87.3)
療養介護	25	(2.7)	14	(3.3)	5	(0.9)	3	(1.9)	3	(1.6)	10	(2.3)	(84.0)	(71.4)	(60.0)	(66.7)	(66.7)	(70.0)
生活介護	147	(15.7)	97	(22.7)	16	(2.9)	3	(1.9)	4	(2.1)	59	(13.4)	(85.0)	(87.6)	(81.3)	(66.7)	(75.0)	(88.1)
自立生活援助	39	(4.2)	11	(2.6)	41	(7.3)	1	(0.6)	3	(1.6)	17	(3.9)	(82.1)	(90.9)	(85.4)	(100.0)	(100.0)	(88.2)
共同生活援助(グループホーム)	12	(1.3)	31	(7.2)	42	(7.5)	1	(0.6)	2	(1.0)	24	(5.4)	(75.0)	(93.5)	(83.3)	(0.0)	(50.0)	(87.5)
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	34	(3.6)	29	(6.8)	33	(5.9)	13	(8.2)	3	(1.6)	37	(8.4)	(76.5)	(93.1)	(84.8)	(92.3)	(66.7)	(97.3)
就労移行支援	23	(2.5)	20	(4.7)	56	(10.0)	0	(0.0)	4	(2.1)	36	(8.2)	(69.6)	(85.0)	(80.4)	(0.0)	(100.0)	(83.3)
就労継続支援	79	(8.4)	86	(20.1)	106	(18.9)	0	(0.0)	5	(2.6)	88	(20.0)	(88.6)	(84.9)	(86.8)	(0.0)	(60.0)	(89.8)
就労定着支援	9	(1.0)	16	(3.7)	35	(6.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	25	(5.7)	(55.6)	(87.5)	(88.6)	(0.0)	(0.0)	(96.0)
児童発達支援	2	(0.2)	0	(0.0)	3	(0.5)	44	(27.7)	1	(0.5)	30	(6.8)	(100.0)	(0.0)	(66.7)	(84.1)	(100.0)	(83.3)
医療型児童発達支援	1	(0.1)	2	(0.5)	0	(0.0)	16	(10.1)	0	(0.0)	9	(2.0)	(100.0)	(50.0)	(0.0)	(75.0)	(0.0)	(77.8)
放課後等デイサービス	3	(0.3)	0	(0.0)	2	(0.4)	82	(51.6)	1	(0.5)	52	(11.8)	(33.3)	(0.0)	(50.0)	(92.7)	(100.0)	(94.2)
居宅訪問型児童発達支援	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	0	(0.0)	1	(0.2)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
保育所等訪問支援	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	7	(4.4)	0	(0.0)	4	(0.9)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(71.4)	(0.0)	(75.0)
福祉型障害児入所施設	5	(0.5)	2	(0.5)	0	(0.0)	1	(0.6)	1	(0.5)	6	(1.4)	(80.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(66.7)
医療型障害児入所施設	6	(0.6)	3	(0.7)	0	(0.0)	2	(1.3)	1	(0.5)	6	(1.4)	(83.3)	(66.7)	(0.0)	(50.0)	(100.0)	(83.3)
障害児相談支援	10	(1.1)	17	(4.0)	9	(1.6)	80	(50.3)	1	(0.5)	64	(14.5)	(80.0)	(70.6)	(100.0)	(82.5)	(100.0)	(82.8)
計画相談支援	192	(20.5)	143	(33.4)	128	(22.8)	79	(49.7)	7	(3.7)	177	(40.1)	(79.7)	(81.8)	(85.9)	(82.3)	(85.7)	(81.9)
地域移行支援	17	(1.8)	5	(1.2)	9	(1.6)	3	(1.9)	0	(0.0)	7	(1.6)	(82.4)	(80.0)	(88.9)	(33.3)	(0.0)	(71.4)
地域定着支援	17	(1.8)	7	(1.6)	10	(1.8)	2	(1.3)	1	(0.5)	9	(2.0)	(94.1)	(85.7)	(90.0)	(100.0)	(100.0)	(88.9)

【地域生活支援等の利用状況と満足度】

	利用率												満足度					
	身体障害 (n=938)		知的障害 (n=428)		精神障害 (n=561)		障害のある 子ども (n=159)		難病 (n=191)		発達障害 (n=441)		身体 障害	知的 障害	精神 障害	障害の ある 子ども	難病	発達 障害
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	%	%	%	%	%	%
成年後見制度利用支援事業	20	(2.1)	22	(5.1)	5	(0.9)	0	(0.0)	1	(0.5)	8	(1.8)	(80.0)	(77.3)	(80.0)	(0.0)	(100.0)	(87.5)
手話通訳派遣事業	6	(0.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.3)	1	(0.5)	2	(0.5)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(50.0)
要約筆記派遣事業	6	(0.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
日常生活用具の給付・貸与	142	(15.1)	15	(3.5)	6	(1.1)	40	(25.2)	9	(4.7)	31	(7.0)	(84.5)	(86.7)	(83.3)	(85.0)	(88.9)	(93.5)
移動支援事業	67	(7.1)	35	(8.2)	3	(0.5)	6	(3.8)	2	(1.0)	28	(6.3)	(76.1)	(82.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(78.6)
地域活動支援センター	20	(2.1)	15	(3.5)	8	(1.4)	1	(0.6)	3	(1.6)	12	(2.7)	(80.0)	(86.7)	(87.5)	(100.0)	(66.7)	(91.7)
訪問入浴サービス事業	15	(1.6)	3	(0.7)	2	(0.4)	2	(1.3)	2	(1.0)	3	(0.7)	(86.7)	(100.0)	(50.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
福祉ホーム	8	(0.9)	3	(0.7)	6	(1.1)	0	(0.0)	1	(0.5)	3	(0.7)	(75.0)	(66.7)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(66.7)
日中一時支援事業(日帰りショート)	25	(2.7)	30	(7.0)	10	(1.8)	28	(17.6)	2	(1.0)	44	(10.0)	(96.0)	(76.7)	(70.0)	(78.6)	(50.0)	(81.8)
パソコンサポーター	10	(1.1)	1	(0.2)	3	(0.5)	1	(0.6)	0	(0.0)	2	(0.5)	(70.0)	(100.0)	(66.7)	(100.0)	(0.0)	(50.0)
障害者スポーツ教室	16	(1.7)	16	(3.7)	6	(1.1)	10	(6.3)	1	(0.5)	14	(3.2)	(62.5)	(87.5)	(83.3)	(80.0)	(100.0)	(85.7)
中途視覚障害者緊急生活訓練事業	13	(1.4)	1	(0.2)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	(92.3)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
重度障害者大学等進学支援事業	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

【障害福祉サービスの利用状況別、今後3年以内のサービス利用予定】

		サンプル 数	今後3年以内の利用予定									
			増加		変化なし		減少		利用しない		無回答	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
居宅介護(ホームヘルプ)	利用している	229	38 (16.6)	154 (67.2)	9 (3.9)	1 (0.4)	27 (11.8)					
	使用していない	1,094	23 (2.1)	10 (0.9)	1 (0.1)	948 (86.7)	112 (10.2)					
重度訪問介護	利用している	50	14 (28.0)	30 (60.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	5 (10.0)					
	使用していない	1,161	10 (0.9)	10 (0.9)	0 (0.0)	1,041 (89.7)	100 (8.6)					
同行援護	利用している	48	11 (22.9)	30 (62.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (14.6)					
	使用していない	1,178	14 (1.2)	7 (0.6)	0 (0.0)	1,052 (89.3)	105 (8.9)					
行動援護	利用している	45	7 (15.6)	31 (68.9)	1 (2.2)	1 (2.2)	5 (11.1)					
	使用していない	1,167	18 (1.5)	4 (0.3)	0 (0.0)	1,049 (89.9)	96 (8.2)					
重度障害者等包括支援	利用している	41	12 (29.3)	18 (43.9)	1 (2.4)	0 (0.0)	10 (24.4)					
	使用していない	1,177	12 (1.0)	5 (0.4)	1 (0.1)	1,059 (90.0)	100 (8.5)					
施設入所支援	利用している	167	4 (2.4)	124 (74.3)	3 (1.8)	6 (3.6)	30 (18.0)					
	使用していない	1,107	16 (1.4)	6 (0.5)	0 (0.0)	993 (89.7)	92 (8.3)					
短期入所(ショートステイ)	利用している	151	43 (28.5)	85 (56.3)	3 (2.0)	3 (2.0)	17 (11.3)					
	使用していない	1,125	32 (2.8)	2 (0.2)	3 (0.3)	977 (86.8)	111 (9.9)					
療養介護	利用している	50	4 (8.0)	27 (54.0)	3 (6.0)	3 (6.0)	13 (26.0)					
	使用していない	1,162	13 (1.1)	5 (0.4)	1 (0.1)	1,050 (90.4)	93 (8.0)					
生活介護	利用している	267	19 (7.1)	195 (73.0)	4 (1.5)	10 (3.7)	39 (14.6)					
	使用していない	1,027	18 (1.8)	2 (0.2)	2 (0.2)	911 (88.7)	94 (9.2)					
自立生活援助	利用している	95	12 (12.6)	56 (58.9)	7 (7.4)	5 (5.3)	15 (15.8)					
	使用していない	1,152	31 (2.7)	7 (0.6)	1 (0.1)	1,019 (88.5)	94 (8.2)					
共同生活援助(グループホーム)	利用している	88	5 (5.7)	45 (51.1)	10 (11.4)	3 (3.4)	25 (28.4)					
	使用していない	1,169	24 (2.1)	6 (0.5)	0 (0.0)	1,023 (87.5)	116 (9.9)					
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	利用している	112	15 (13.4)	69 (61.6)	7 (6.3)	3 (2.7)	18 (16.1)					
	使用していない	1,110	15 (1.4)	5 (0.5)	0 (0.0)	997 (89.8)	93 (8.4)					
就労移行支援	利用している	103	16 (15.5)	53 (51.5)	9 (8.7)	9 (8.7)	16 (15.5)					
	使用していない	1,147	28 (2.4)	6 (0.5)	1 (0.1)	1,003 (87.4)	109 (9.5)					
就労継続支援	利用している	276	30 (10.9)	172 (62.3)	11 (4.0)	10 (3.6)	53 (19.2)					
	使用していない	1,028	25 (2.4)	8 (0.8)	2 (0.2)	912 (88.7)	81 (7.9)					
就労定着支援	利用している	60	8 (13.3)	24 (40.0)	9 (15.0)	5 (8.3)	14 (23.3)					
	使用していない	1,147	28 (2.4)	7 (0.6)	0 (0.0)	1,009 (88.0)	103 (9.0)					
児童発達支援	利用している	50	11 (22.0)	34 (68.0)	2 (4.0)	1 (2.0)	2 (4.0)					
	使用していない	1,072	3 (0.3)	2 (0.2)	0 (0.0)	989 (92.3)	78 (7.3)					
医療型児童発達支援	利用している	19	4 (21.1)	12 (63.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (15.8)					
	使用していない	1,087	4 (0.4)	3 (0.3)	0 (0.0)	992 (91.3)	88 (8.1)					
放課後等デイサービス	利用している	88	11 (12.5)	62 (70.5)	3 (3.4)	3 (3.4)	9 (10.2)					
	使用していない	1,025	13 (1.3)	2 (0.2)	1 (0.1)	933 (91.0)	76 (7.4)					
居宅訪問型児童発達支援	利用している	2	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)					
	使用していない	1,075	4 (0.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	987 (91.8)	83 (7.7)					
保育所等訪問支援	利用している	8	0 (0.0)	7 (87.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)					
	使用していない	1,062	7 (0.7)	3 (0.3)	0 (0.0)	979 (92.2)	73 (6.9)					
福祉型障害児入所施設	利用している	9	0 (0.0)	5 (55.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)					
	使用していない	1,067	5 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.1)	982 (92.0)	79 (7.4)					
医療型障害児入所施設	利用している	12	1 (8.3)	6 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (41.7)					
	使用していない	1,062	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	986 (92.8)	72 (6.8)					
障害児相談支援	利用している	117	10 (8.5)	87 (74.4)	4 (3.4)	0 (0.0)	16 (13.7)					
	使用していない	978	2 (0.2)	1 (0.1)	0 (0.0)	892 (91.2)	83 (8.5)					
計画相談支援	利用している	549	31 (5.6)	416 (75.8)	22 (4.0)	6 (1.1)	74 (13.5)					
	使用していない	680	12 (1.8)	3 (0.4)	0 (0.0)	615 (90.4)	50 (7.4)					
地域移行支援	利用している	34	4 (11.8)	19 (55.9)	0 (0.0)	3 (8.8)	8 (23.5)					
	使用していない	1,143	24 (2.1)	3 (0.3)	1 (0.1)	1,004 (87.8)	111 (9.7)					
地域定着支援	利用している	37	6 (16.2)	21 (56.8)	1 (2.7)	1 (2.7)	8 (21.6)					
	使用していない	1,140	24 (2.1)	3 (0.3)	0 (0.0)	1,013 (88.9)	100 (8.8)					

【地域生活支援等の利用状況別、今後3年以内のサービス利用予定】

		サンプル 数	今後3年以内の利用予定									
			増加		変化なし		減少		利用しない		無回答	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
成年後見制度利用支援事業	利用している	48	0	(0.0)	37	(77.1)	1	(2.1)	0	(0.0)	10	(20.8)
	使用していない	1,217	18	(1.5)	6	(0.5)	0	(0.0)	1,060	(87.1)	133	(10.9)
手話通訳派遣事業	利用している	9	0	(0.0)	8	(88.9)	0	(0.0)	1	(11.1)	0	(0.0)
	使用していない	1,181	3	(0.3)	1	(0.1)	0	(0.0)	1,079	(91.4)	98	(8.3)
要約筆記派遣事業	利用している	6	0	(0.0)	3	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(50.0)
	使用していない	1,183	5	(0.4)	2	(0.2)	0	(0.0)	1,067	(90.2)	109	(9.2)
日常生活用具の給付・貸与	利用している	212	35	(16.5)	143	(67.5)	2	(0.9)	4	(1.9)	28	(13.2)
	使用していない	1,030	24	(2.3)	1	(0.1)	0	(0.0)	926	(89.9)	79	(7.7)
移動支援事業	利用している	113	18	(15.9)	64	(56.6)	3	(2.7)	2	(1.8)	26	(23.0)
	使用していない	1,139	38	(3.3)	4	(0.4)	0	(0.0)	991	(87.0)	106	(9.3)
地域活動支援センター	利用している	47	7	(14.9)	27	(57.4)	2	(4.3)	3	(6.4)	8	(17.0)
	使用していない	1,178	28	(2.4)	4	(0.3)	1	(0.1)	1,047	(88.9)	98	(8.3)
訪問入浴サービス事業	利用している	24	2	(8.3)	13	(54.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	9	(37.5)
	使用していない	1,212	9	(0.7)	4	(0.3)	0	(0.0)	1,082	(89.3)	117	(9.7)
福祉ホーム	利用している	18	0	(0.0)	10	(55.6)	2	(11.1)	4	(22.2)	2	(11.1)
	使用していない	1,192	11	(0.9)	3	(0.3)	0	(0.0)	1,080	(90.6)	98	(8.2)
日中一時支援事業(日帰りショート)	利用している	95	14	(14.7)	60	(63.2)	3	(3.2)	0	(0.0)	18	(18.9)
	使用していない	1,142	29	(2.5)	5	(0.4)	1	(0.1)	1,000	(87.6)	107	(9.4)
パソコンサポーター	利用している	15	1	(6.7)	12	(80.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(13.3)
	使用していない	1,208	33	(2.7)	4	(0.3)	0	(0.0)	1,065	(88.2)	106	(8.8)
障害者スポーツ教室	利用している	49	5	(10.2)	33	(67.3)	2	(4.1)	0	(0.0)	9	(18.4)
	使用していない	1,205	49	(4.1)	7	(0.6)	0	(0.0)	1,022	(84.8)	127	(10.5)
中途視覚障害者緊急生活訓練事業	利用している	15	3	(20.0)	10	(66.7)	1	(6.7)	0	(0.0)	1	(6.7)
	使用していない	1,152	9	(0.8)	3	(0.3)	0	(0.0)	1,051	(91.2)	89	(7.7)
重度障害者大学等進学支援事業	利用している	1	0	(0.0)	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	使用していない	1,164	4	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	1,070	(91.9)	90	(7.7)

第4章 計画の目標と事業量の見込み

障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として、以下の内容を定めます。

① 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「**成果目標**」という。）を設定します。

成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標(5) 障害児支援の提供体制の整備

成果目標(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

成果目標(8) 発達障害のある人等に対する支援

② 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等（以下「**活動指標**」という。）を設定します。

(1) 訪問系サービス

(2) 日中活動系サービス

(3) 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

(4) 地域生活支援拠点等

(5) 相談支援

(6) 障害児支援

(7) 発達障害者支援

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう本市の実情に応じて、次の事項を定めます。

(1) 市が実施する事業の内容

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

○ 成果目標と活動指標

項目	成果目標
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。</p> <p>イ 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減員する。</p>
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>ア 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を2,017人以下とする。</p> <p>イ 令和5年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点 69%以上、6ヶ月時点 86%以上、1年時点 92%以上とする。</p>
(3)地域生活拠点等が有する機能の充実	<p>ア 令和5年度末まで、1箇所以上の地域生活支援拠点等を維持しつつ、その運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催する。</p>
(4)福祉施設から一般就労への移行等	<p>ア 令和5年度中就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.11倍以上とする。</p> <p>イ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所を全体の8割以上とする。</p>

活動指標

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数及び量
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量
- ・ 就労定着支援、療養介護の利用者数
- ・ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数及び量
- ・ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の利用者数
- ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数

- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- ・ 精神障害者の地域移行支援、精神障害者の地域定着支援、精神障害者の共同生活援助、精神障害者の自立生活援助の利用者数

- ・ 地域生活支援拠点等の設置箇所数
- ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数

- ・ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量【再掲】
- ・ 就労定着支援の利用者数【再掲】
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数及び量【再掲】

項目	成果目標
(5)障害児支援の提供体制の整備	<p>ア 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図る。</p> <p>イ 聴覚障害児支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行う。</p> <p>ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。</p> <p>エ 北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケア児の心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。また、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置する。</p> <p>オ 関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。</p>
(6)相談支援体制の充実・強化等	<p>ア 障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援を強化する体制を確保する。</p>
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	<p>ア 令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築する。</p>
(8)発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	<p>ア 令和5年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築する。</p>

活動指標

- ・ 児童発達支援の利用児童数及び量
- ・ 医療型児童発達支援の利用児童数及び量
- ・ 放課後等デイサービスの利用児童数及び量
- ・ 保育所等訪問支援の利用児童数及び量
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数及び量
- ・ 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援の利用児童数
- ・ 障害児相談支援の利用児童数
- ・ 医療型ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数【再掲】
- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施
- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有

- ・ 発達障害者支援地域協議会の開催回数
- ・ 発達障害者支援センターによる相談件数
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ・ ペアレントメンターの人数
- ・ ピアサポートの活動への参加人数

Ⅰ 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

ア 施設入所者の地域生活移行

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

令和元年度末の施設入所者数	1,356人	6%以上移行
令和5年度末の地域生活への移行(目標)	82人以上	

イ 施設入所者数の減員

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減員することを目標とします。

令和元年度末の施設入所者数	1,356人	1.6%以上減員
令和5年度末の施設入所者数(目標)	1,334人以下	

※ 施設入所者：福祉施設に入所している障害のある人

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定しました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策、また、分野1「生活の支援(障害福祉サービスの充実)」において示す基本的な施策のうち、特に「(2)障害福祉サービスの質の向上等」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 訪問系サービス
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援(利用者数、利用時間数)
- 日中活動系サービス
 - ・ 生活介護(利用者数、利用日数)

- ・ 自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
- ・ 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
- ・ 就労移行支援（利用者数、利用日数）
- ・ 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
- ・ 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
- ・ 就労定着支援（利用者数）
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）
- 居住支援・施設系サービス・地域生活支援拠点等
 - ・ 自立生活援助（利用者数）
 - ・ 共同生活援助（利用者数）
 - ・ 施設入所支援（利用者数）
- 相談支援
 - ・ 計画相談支援（利用者数）
 - ・ 地域移行支援（利用者数）
 - ・ 地域定着支援（利用者数）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

成果目標

令和5年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数は2,017人以下を目標とします。

令和5年度末の一年以上長期入院患者数 (目標)	2,017人以下
----------------------------	----------

目標設定の考え方

福岡県全体の取り組みとして、精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、地域生活への移行を促進していくことから、国の基本指針記載の推計方式に基づき算出された福岡県の目標値と本市の長期入院患者数の実績を用いて算出しました。

イ 精神病床における早期退院率

成果目標

令和5年度における、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを目標とします。

入院後3か月時点の退院率(目標)	69%以上
入院後6か月時点の退院率(目標)	86%以上
入院後1年時点の退院率(目標)	92%以上

目標設定の考え方

福岡県全体の取り組みとして、保健、医療、福祉の連携支援体制を強化し、早期退院を促進していくことから、福岡県の目標値と同値としました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
 - ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ・ 精神障害者の地域移行支援の利用者数
 - ・ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - ・ 精神障害者の共同生活援助の利用者数
 - ・ 精神障害者の自立生活援助の利用者数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和5年度末まで1箇所以上を維持しつつ、その運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目標とします。

目標設定の考え方

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、地域のニーズや課題に答えられているかを継続的に検証・検討を行うこととしました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 居住支援・施設系サービス・地域生活支援拠点等
 - ・ 地域生活支援拠点等の設置個所数
 - ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練） を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

成果目標

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.11倍以上とすることを目標としました。

令和元年度の一般就労への移行（実績）	229人	} 1.11倍以上 ←
令和5年度の一般就労への移行（目標）	255人以上	

目標設定の考え方

就労移行支援事業所を通じた一般就労については、本市実績の直近の伸び率2.7%（平成30年度→令和元年度）を基に、令和5年度までの増加人数を見込みました。

就労継続支援A型、就労継続支援B型を通じた一般就労については、国の目標値どおりとし、自立訓練、生活介護は過去4年の平均を目標値としました。

イ 就労定着支援に関する目標について

成果目標

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、**就労定着支援事業の利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所を全体の8割以上とします。**

目標設定の考え方

就労定着支援事業の利用者数は、就労定着支援事業の創設（平成30年10月）後、事業所数が少ないことから、令和元年度の実績（27.9%）からの増加を目標としました。

※就労定着支援事業所の数

平成30年度：10

令和元年度：12（いずれも就労移行支援事業所（27事業所）が併設）

職場定着率については、本市の令和元年度の実績（8割以上達成している事業所が8割）から目標値を設定しました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「(2) 障害者雇用の促進」

「(3) 障害特性に応じた就労支援」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 日中活動系サービス

- ・ 就労移行支援（利用者数、利用日数）
- ・ 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
- ・ 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
- ・ 就労定着支援（利用者数）
- ・ 生活介護（利用者数、利用日数）
- ・ 自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
- ・ 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）

(5) 障害児支援の提供体制の整備

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実について

成果目標

児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

本市では、国が示す成果目標を達成していることから、今後も事業所の適切な運営に取り組んでいくこととします。

加えて、地域の障害のある子どもやその家族への相談、施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設としての児童発達支援センターの役割を踏まえ、さらなる地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを本市の目標として設定しました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野Ⅰ「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害児支援
 - ・ 児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

イ 聴覚障害児支援のための中核機能を果たす体制の確保について

成果目標

聴覚障害児支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行うことを目標とします。

目標設定の考え方

中核機能を整備し、児童発達支援センターや特別支援学校等の関係機関との連携を強化することで、聴覚障害のある子どもに対する乳児からの適切な支援体制の確保を図ります。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野Ⅰ「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害児支援
 - ・ 児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

成果目標

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

本市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があることから、数値目標は設けず、既存の事業所の適切な運営に取り組むこととします。

また、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある子どもに発達支援を提供するサービスのニーズが一定程度あることから、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ることを本市の目標としました。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野Ⅰ「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害児支援
 - ・ 児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

エ 医療的ケア児支援について

成果目標

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケア児の心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように**関係機関との連携**を図ります。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケア児やその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置します。

目標設定の考え方

本市では、すでに医ケア児協議会を設置していることから、数値目標は設けませんが、今後も関係機関との連携を進めていきます。

また、医療的ケア児コーディネーターは計画期間内に配置します。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野Ⅰ「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害児支援
 - ・ 児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（配置人数）

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

成果目標

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。

目標設定の考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援等の提供体制について、障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、体制整備を行うものとしています。

本市では、「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」において、「障害のある子どもや発達気になる子どもへの支援」を施策の一つに位置づけ、障害のある子どもが地域社会の中で健やかに成長することができるよう、乳幼児期からの一貫した支援に取り組んでいくこととしています。

障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野Ⅰ「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害児支援
 - ・ 保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援を強化する体制を確保することを目標とします。

目標設定の考え方

本市では、障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行います。また、地域における身近な相談を担う相談支援専門員に向けた研修や会議等を通じて、地域の相談支援体制の強化等を実施する体制の確保を図ることとします。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「(2) 相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○相談支援

- ・ 計画相談支援（利用者数）
- ・ 地域移行支援（利用者数）
- ・ 地域定着支援（利用者数）

○相談支援体制の充実・強化のための取り組み

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施
- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

成果目標

令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築することを目標とします。

目標設定の考え方

障害福祉サービス等の多様化、多数の事業者参入という状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、①福祉事務所職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解、②事業所の不適切な事業運営や誤った報酬請求に対する適切な改善指導と厳正な対応に取り組む体制の確保を図ることとします。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち特に「（2）障害福祉サービスの質の向上等」及び分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち特に「（2）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（福祉事務所職員の研修受講割合）
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有（審査・監査結果の共有回数）

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

成果目標

令和5年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築することを目標とします。

目標設定の考え方

発達障害のある人等の地域生活の安定及び福祉の向上を図るため、健診や特性評価、就学準備など、就学前児童を対象とした早期支援システムの試行を複数の地域で行うとともに、発達障害者支援地域協議会に専門部会を設け、成人後までの支援体制や、強度行動障害の支援体制の構築を図ることとします。

目標達成のための取り組み

北九州市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」、分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち特に「（2）相談支援体制の充実」及び「（3）地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○発達障害者支援関係

- ・発達障害者支援地域協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターによる相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

2 活動指標

(1) 訪問系サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,018人	2,050人	2,082人
利用時間	48,832時間	50,502時間	52,171時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

見込量の設定の考え方

訪問系サービスは、在宅の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していること、また、ニーズ把握調査においても、今後の利用の増加が見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,920人	2,930人	2,940人
利用日数	59,557人日	60,300人日	61,044人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用が増加しています。また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれていることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 自立訓練(機能訓練)

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	15人	16人	17人
利用日数	328人日	352人日	375人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、利用者数、利用日数はやや増加傾向にあります。また、ニーズ把握調査においては、今後も一定の利用が見込まれることから、本市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 自立訓練(生活訓練)・・・宿泊型自立訓練含む

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	185人	185人	185人
利用日数	3,900人日	3,900人日	3,900人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用日数は減少傾向にありますが、地域移行の促進も踏まえ、今後も一定の利用のニーズはあるものと考えられることから、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	365人	367人	368人
利用日数	6,377人日	6,431人日	6,486人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内のサービス提供事業所数は減少傾向にあるものの、一般就労への移行を進めていくため、今後も一定の利用のニーズはあるものと考えられること、また、ICT(情報通信技術)を活用した在宅就労への取り組みが進んでいることから、直近の利用者数を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 就労継続支援(A型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,011人	1,020人	1,028人
利用日数	21,345人日	21,655人日	21,924人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、直近の利用者数の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 就労継続支援（B型）

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,612人	2,667人	2,714人
利用日数	45,064人日	46,100人日	47,000人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、直近の利用者数の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	140人	145人	150人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

新たなサービスである「就労定着支援」の利用者数は増加傾向にあることから、直近の利用者数の増加状況を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	295人	300人	305人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用のニーズはあるものと考えられることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ケ 福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	493人	505人	518人
利用日数	2,812人日	2,890人日	2,970人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあること、一人当たりの利用日数は概ね一定程度の水準で推移していることを踏まえ、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

コ 医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	75人	75人	75人
利用日数	428人日	428人日	428人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数及び事業所数とも一定の利用水準で推移していることから、サービスの提供量は継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3人	6人	9人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

地域生活への移行促進を進めていることを踏まえ、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 共同生活援助(グループホーム)

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,410人	1,480人	1,550人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用者数が増加していること、また、引き続き一定規模の事業所の開設も見込まれることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,349人	1,342人	1,334人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和5年度末の施設入所者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(4) 地域生活支援拠点等

ア 地域生活支援拠点等の設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

見込量の設定の考え方

令和2年度に、複数の居住支援のための機能(社会資源)を一体的に運用する「面的整備」の手法で整備した地域生活支援拠点等の体制を維持していきます。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保していきます。

イ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	3回	3回

見込量の設定の考え方

北九州市障害者自立支援協議会において実施する地域生活支援拠点等推進会議の開催回数を見込みました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

地域生活支援拠点等推進会議において、拠点等の運営に関する課題や地域のニーズについて継続的に検証・検討を行うことで、機能の充実・強化を図ります。

(5) 相談支援

ア 計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9,150 人	9,450 人	9,750 人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

イ 地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	40 人	45 人	50 人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

平成29年度からの3年間の実績と、伸び率を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者(精神保健福祉士、看護師、作業療法士等)や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図ります。

ウ 地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	40人	45人	50人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

平成29年度からの3年間の実績と、伸び率を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図ります。

(6) 障害児支援

ア 児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	628人	648人	668人
利用日数	8,100人日	8,358人日	8,616人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数が着実に増加しており、今後も利用ニーズが高いと考えられることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 医療型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	0人	5人	10人
利用日数	0人日	20人日	40人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

現在のところ、市内に事業所はなく、新たに事業所の開設を見込むことが困難な状況ですが、一定程度ニーズはあるものと考え、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

医療機関併設の児童発達支援事業所等に、制度や報酬等に関する情報提供や支援を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	1,976人	2,050人	2,116人
利用日数	31,215人日	32,882人日	34,326人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数が着実に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き一定規模の事業所の開設も見込まれることから、直近の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	55人	55人	55人
利用日数	60人日	60人日	60人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者数は横ばいとなっていますが、一定の利用のニーズはあるものと考えられることから、サービスの提供量は継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	2人	3人	4人
利用日数	10人日	15人日	20人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスのニーズが一定程度あることを踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

児童発達支援事業所へ制度や報酬等に関する情報提供や支援を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 福祉型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	62人	62人	62人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用状況は概ね一定の水準で推移していると考えられることから、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 医療型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	37人	38人	39人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

医療的ケア児の増加等から、少しずつ利用者数が増加していることから、直近の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	3,000人	3,300人	3,600人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供や相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ケ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	1人	1人	1人

※ 配置人数:コーディネーター配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケア児のニーズ等を踏まえて、医療的ケア児コーディネーターを配置することとしました。

※ 医療的ケア児等コーディネーターとは

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修及び医療的ケア児等の支援を総合調整する者

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

医ケア児協議会を通じて、医療的ケア児の心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図ります。

(7) 発達障害者支援

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	4回	4回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもの支援に関わる機関やサービス事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	3,800件	3,800件	3,800件

※ 相談件数:年間相談件数(件/年)

見込量の設定の考え方

過去3カ年の相談件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助言件数	54件	54件	54件

※ 助言件数:月平均件数(件/年)

見込量の設定の考え方

過去3カ年の助言件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもに対する支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行います。

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修、啓発件数	29件	29件	29件

※ 研修啓発件数:研修や啓発を実施した件数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去3カ年の研修等件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

行政機関の職員をはじめ、商業施設の従業員、警察官等、発達障害の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への理解促進に取り組みます。

オ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	15名	15名	15名

見込量の設定の考え方

過去3カ年の受講者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

保護者向けの支援プログラムを継続し、日常の生活における子育ての困りごとを解消できるよう支援します。

カ ペアレントメンターの人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	13人	23人	23人

見込量の設定の考え方

現在の人数に加え、過去の育成実績を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

令和3年度から新たなペアレントメンター養成講座を行い、新規登録者の確保育成に努めていきます。

キ ピアサポートの活動への参加人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	15人	15人	15人

見込量の設定の考え方

高校生・専門学校生・大学生、成人期の当事者向けグループワークや研修会の参加者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

グループワークや研修会など、当事者の小グループによる活動を通してピアサポートの機会が広がるよう努めていきます。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	32人	32人	32人
目標設定・評価の実施回数	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

現行の北九州市精神保健福祉審議会の開催回数及び参加人数(委員数16名)を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

北九州市精神保健福祉審議会において目標設定及び評価を行い、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制を構築します。

イ 精神障害のある人の地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	35人	40人	45人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

全障害を対象とした地域移行支援の活動指標から精神障害分を見込みました。

※ 令和元年度の地域移行支援全体に占める精神障害のある人の利用比率(87.1%)を活用。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害者の地域移行支援の成功事例の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

ウ 精神障害のある人の地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	20人	24人	27人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

全障害を対象とした地域定着支援の活動指標から精神障害分を見込みました。

※ 令和元年度の地域定着支援全体に占める精神障害のある人の利用比率(53.3%)を活用。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害者の地域定着支援の成功事例の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

エ 精神障害のある人の共同生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	569人	632人	701人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

平成29年度からの3年間の実績と、伸び率を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

精神障害者の共同生活援助の成功事例の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

オ 精神障害のある人の自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3人	6人	9人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

本市には、令和2年度末時点で、精神障害のある人を対象とした自立生活援助事業所がないが、今後の事業所新設を見込んで、活動指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

他市町村の精神障害者の自立生活援助の成功事例の情報を関係者と共有し、精神の自立生活援助ができる事業所が設立されるよう援助します。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

ア 総合的・専門的な相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な 相談支援	実施	実施	実施

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、現在の総合的・専門的な相談支援を継続実施するものとして設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行います。

イ 地域の相談支援体制の強化

(ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	5件	10件	15件

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターが指定相談支援事業所を支援・協働しているケース件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者の求めに応じて、協働して困難な事例に当たるなど、訪問等により助言等を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(イ) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	80件	80件	80件

見込量の設定の考え方

相談支援従事者初任者研修の参加者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

令和2年度から障害者基幹相談支援センターが相談支援従事者初任者研修のうち地域実習を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(ウ) 地域の相談機関との連携強化の取り組み

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	4回	4回

見込量の設定の考え方

地域の相談機関等との連携につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、障害者基幹相談支援センターを含めた委託相談支援機関や指定相談支援事業所、区保健福祉課等の相談機関の連携強化を図ります。

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉事務所職員の研修受講割合	100%	100%	100%

見込量の設定の考え方

福祉事務所において障害福祉サービス関連業務に携わる全ての職員が障害者総合支援法に係る具体的な内容を理解することを基本として指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス等に係る研修を開催し、福祉事務所と連携して関連業務に携わる職員の受講を促します。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有

事業量の見込み

見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査・監査結果の共有回数	2回	2回	2回

見込量の設定の考え方

県内の指定権者(福岡県・北九州市・福岡市・久留米市)が行う実地指導の実績を基に、関係課長会議及び障害福祉サービス事業者等指定指導担当者連絡協議

会を実施します。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

上記会議を開催し、審査結果及び指導監査結果を関係自治体間で共有することにより、障害福祉サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。

その上で、事業者に対して、丁寧かつ適切な指導及び助言を行います。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

本市では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、以下の事業を実施しています。

計画では、市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込量確保のための方策を定めます。

(1) 本市が実施する事業の内容

ア 必須事業

- (ア) 理解促進研修・啓発事業
 - α 障害者差別解消・共生社会推進事業
 - β 触法障害者支援事業
- (イ) 自発的活動支援事業
 - α ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策
 - β 本人活動支援事業
- (ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業
 - α 相談支援事業
 - β 専門性の高い相談支援事業
- (エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
- (オ) 意思疎通支援事業
 - α 意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - β 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (カ) 日常生活用具給付等事業
- (キ) 奉仕員養成研修事業
 - α 手話奉仕員養成研修事業
 - β 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (ク) 移動支援事業
- (ケ) 地域活動支援センター機能強化事業
- (コ) 広域的な支援事業

イ 任意事業

- (ア) 日常生活支援事業
 - α 福祉ホーム
 - β 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練
 - γ 訪問入浴サービス
 - δ 日中一時支援事業
- (イ) 社会参加支援事業
 - α 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室
 - β 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・朗読奉仕員養成事業
 - γ パソコンサポーター養成・派遣事業
 - δ 芸術文化活動振興

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

ア 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

α 障害者差別解消・共生社会推進事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者差別解消・共生社会推進事業	事業の実施	有	有	有

事業実施の考え方

障害者差別解消法及び本市の障害者差別解消条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深める取り組みを促進します。

事業の見込量確保のための方策

今後、障害者差別解消法・条例を市民や事業者へイベントや研修・講演会などを通じて、継続的に積極的な周知啓発を図ります。

β 触法障害者支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
触法障害者支援事業	支援の実施	有	有	有

事業実施の考え方

触法障害者支援については、矯正施設を経ずに地域へ戻る障害のある人への支援（入口支援）を関係機関と共に実施します。

事業の見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターによる継続的な見守りとともに、司法や福祉との連携や就労支援による効果的な支援を実施します。

(イ) 自発的活動支援事業

a ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアカウンセリング事業	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
地域精神保健福祉対策(ピアサポート事業)	活動件数	12件	13件	14件

事業実施の考え方

精神障害者地域移行支援事業のピアカウンセリング事業について、障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援します。

ピアサポート活動の見込量については、近年の実績を基本として、毎年1件増を設定しました。

事業の見込量確保のための方策

ピアカウンセリング事業については、近年の実績を基本とした箇所数を設定することで、十分な活動量を確保します。

ピアサポート事業について、どのような活動の場を提供すればよいかを引き続き議論し、ピアサポーターの活動の場を増やします。

b 本人活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人活動支援事業(ボランティア活動参加促進)	活動回数	62回	62回	62回

※ 活動回数:活動を実施した回数(回/年)

事業実施の考え方

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、社会参加を促していきます。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

事業の周知を図り、新たな障害のある人のボランティア活動の場を確保します。

(ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

α 相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター機能強化事業	事業の実施	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	事業の実施	有	有	有

※ 箇所数:障害者基幹相談支援センター施設数(箇所)

事業実施の考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取り組みを進めます。

事業の見込量確保のための方策

訪問支援(アウトリーチ)を含む相談支援、障害者虐待への対応、相談支援専門員が抱える困難事案への協働支援、関係機関と連携した支援の実施等を通じて、相談支援の質の向上を図ります。

β 専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者支援センター運営事業	利用者数	1,008人	1,008人	1,008人

※ 利用者数:各年度の利用人数(人/年)

事業実施の考え方

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、市立総合療育センター等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取り組みを進めます。

事業の見込量確保のための方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	7人	7人	7人
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

※ 利用者数:各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数(人/年)

事業実施の考え方

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定しました。また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進めます。

事業の見込量確保のための方策

成年後見制度を周知・広報するとともに、成年後見が必要とする人に対して、制度利用することで、見込量の確保を図ります。

(オ) 意思疎通支援事業

事業量の見込み

α 意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数	2,915件	3,060件	3,213件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	210件	220件	231件
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	事業の実施	有	有	有

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	229件	240件	252件

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

事業実施の考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する通訳者等(手話通訳者、要約筆記者)の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人に対して、医療機関に入院したときに、コミュニケーション支援員を介して円滑な医療行為を受けることができるよう支援します。見込量については、事業のニーズを踏まえて設定しました。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の派遣実績を基本とし、事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者とサービスを必要とする障害のある人へ情報提供を行い、利用者のニーズに沿った派遣を実施して、見込量の確保を図ります。

(カ) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付件数	99件	101件	103件
自立生活支援用具	給付件数	379件	387件	395件
在宅療養等支援用具	給付件数	291件	297件	303件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	372件	379件	386件
排泄管理支援用具	給付件数	12,535件	12,778件	13,027件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	27件	28件	29件
合計		13,703件	13,970件	14,243件

※ 給付又は貸与件数、利用件数:各年度の年間件数(件/年)

事業実施の考え方

日常生活用具の給付等については、在宅の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具(日常生活用具)の給付を行うことで、日常生活の便宜を図ります。

近年、新たな技術の開発等により、障害のある人から品目等の追加希望が増えているため、ニーズ等を把握し、より日常生活が便利となるように給付内容の充実に取り組んでいきます。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

対象品目や対象要件等の見直しを定期的に行い、良質なサービスの提供を図ります。

また、日常生活用具の給付等を必要とする障害のある人に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(キ) 奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

a 手話奉仕員養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成事業	養成人数	80人	80人	80人

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成事業	養成人数	24人	24人	24人
要約筆記者養成事業	養成人数	10人	10人	10人
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成人数	10人	(10人)	10人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

聴覚障害者等のコミュニケーションを援助する手話奉仕員・通訳者、要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人等の福祉の増進を図ります。

また、一人で外出することが困難な盲ろう者が、社会参加等の外出の際の移動及び意思疎通支援のために、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

聴覚障害者団体等と連携を図りながら、手話奉仕員の役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

(ク) 移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	583人	593人	603人
	利用時間	86,597時間	86,797時間	86,997時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	5人	5人	5人

※ 利用時間:各年度の延べ利用時間(時間/年)

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度の全身性障害のある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

移動支援事業については、サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

重度障害者大学等進学支援事業については、事業の対象となる大学等及びサービスの提供を必要とする利用者に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(ケ) 地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	8箇所	8箇所	8箇所

※ 箇所数:各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方

障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに助成等を行います。センター設置の見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(コ) 広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート 従事者数	13人	13人	13人

※ ピアサポート従事者数:各年度に従事するピアサポートの人数(人/年)

事業実施の考え方

過去の従事者数を踏まえて見込量を設定しました。

事業の見込量確保のための方策

関係者との意見交換や地域へのPRを通して、ピアサポーターの活動の継続と活動の場を広げるよう努めていきます。

イ 任意事業

(ア) 日常生活支援事業

a 福祉ホーム

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	利用者数	20人	20人	20人

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

居宅その他の設備等、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援する福祉ホームに助成等を行います。

見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

b 生活訓練・中途視覚障害者緊急生活訓練

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	700人	700人	700人

※ 利用者数:各年度の年平均利用人数(人/年)

事業実施の考え方

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施します。

見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

第5期に引き続き、利用希望に沿えるよう事業の周知を図ります。また、実施内容や方法についても適宜改善し見込量を確保します。

c 訪問入浴サービス

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	利用者数	22人	22人	22人
	利用回数	1,297回	1,297回	1,297回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

d 日中一時支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	利用者数	142人	147人	152人
	利用回数	6,662回	6,862回	7,062回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

日中一時支援事業については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(イ) 社会参加支援事業

a 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツ大会	参加者数	515人	525人	535人
障害者スポーツ教室	箇所数	22箇所	23箇所	24箇所

※ 参加者数:北九州市障害者スポーツ大会参加人数(人/年)

※ 箇所数:巡回スポーツ教室開催箇所数(箇所/年)

事業実施の考え方

スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図り、明るい生活形成に寄与するとともに、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、障害者スポーツ大会の参加者の増加や障害者スポーツ教室の実施箇所の増加を図ります。

b 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・朗読奉仕員養成事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	発行回数	32回	32回	32回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	11人	11人	11人
朗読奉仕員養成事業	養成人数	14人	14人	14人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

点字・声の広報等発行については、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、視覚・聴覚に障害のある人へ本市が発行する広報物等の点字版等を作成し、情報提供等を行います。

点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業については、視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアを養成し、障害のある人の社会参

加を促進します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c パソコンサポーター養成・派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成人数	8人	8人	8人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

パソコンやその周辺機器の使用に関する支援方法の講座などを開催し、パソコンサポーターを養成し、障害のある人へサポーターを派遣することで、障害のある人の社会参加を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

d 芸術文化活動振興

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
芸術文化活動振興	出展数	216点	226点	236点

※ 出展数:北九州市障害者芸術祭作品展への作品出展数(点/年)

事業実施の考え方

北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が芸術・文化活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、出展数の増加を図ります。

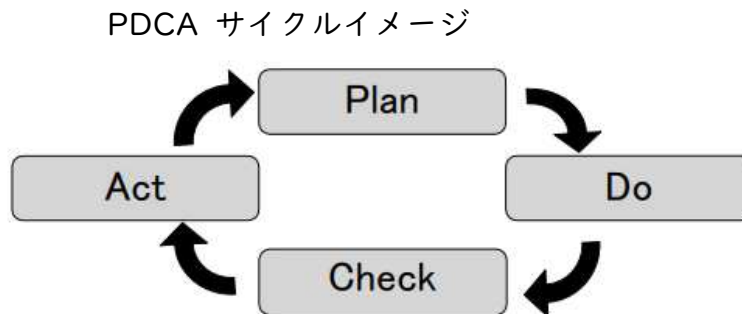
第3章 計画の推進体制

1 分析・評価

本計画については、障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21に基づき、定期的に分析・評価を行い、必要な措置を講じます（PDCAサイクル）。

※ PDCA サイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

2 評価体制

本計画の進捗管理については、毎年度、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価を行います。

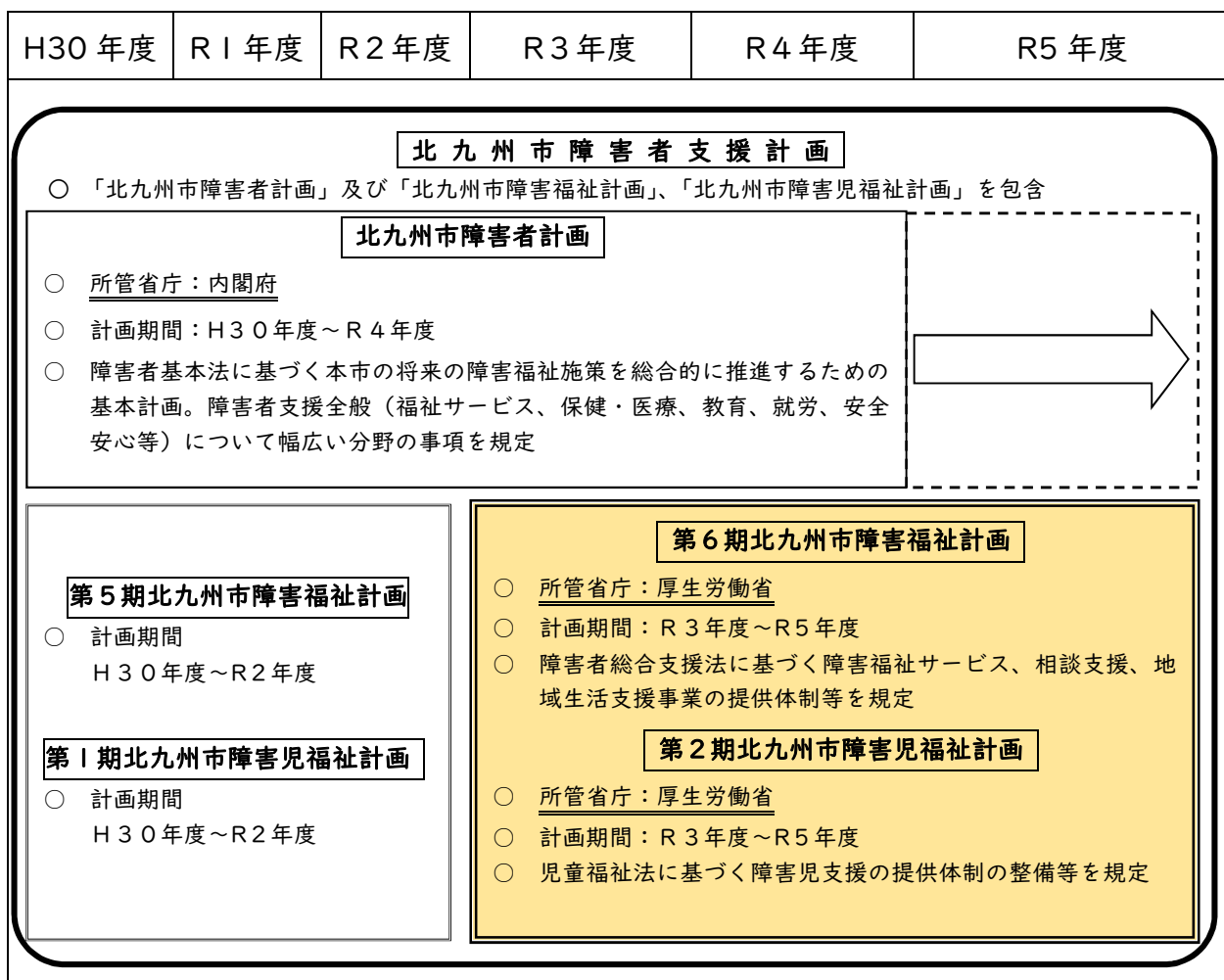
評価の際には、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」において意見を伺い、次年度の実施に向け必要な措置を講じます。

また、PDCAサイクルの結果については、意見内容も含めてホームページで公開します。

○ 北九州市障害者計画の見直しについて

Ⅰ 計画期間の延長

北九州市障害者計画（平成30年度～令和4年度）と第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5年度まで延長します。



計画書の記載内容

(旧)	(新)
<p>3 計画の概要</p> <p>(1) 計画の期間</p> <p>「北九州市障害者支援計画」の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。</p>	<p>3 計画の概要</p> <p>(1) 計画の期間</p> <p>「北九州市障害者支援計画」の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間とします。</p>

2 「北九州市成年後見制度利用促進計画」の包含

「北九州市成年後見制度利用促進計画」が令和2年度までとなっているため、同計画の施策内容を「北九州市障害者計画」に盛り込みます。

北九州市障害者計画の構成（成年後見制度関連）

- 10-(2)-3 成年後見制度の利用促進
（内容）権利擁護市民後見センター ①
- 10-(2)-4 成年後見制度利用支援事業の推進
（内容）成年後見センター・市長申立て ②

北九州市成年後見制度利用促進計画の構成

- 1 成年被後見人と成年後見人の支援
（内容）成年被後見人・成年後見人の支援 ③
- 2 成年後見制度の利用環境の整備
（内容）地域連携 ④
中核機関の整備 ⑤
権利擁護市民後見センター・成年後見センター・市長申立て ⑥



北九州市障害者計画の変更

	(旧)	(新)
10-(2)-3	成年後見制度の利用促進 ①権利擁護市民後見センター	成年被後見人と成年後見人の支援 ③成年被後見人・成年後見人の支援
10-(2)-4	成年後見制度利用支援事業の推進 ②成年後見センター・市長申立て	成年後見制度の利用環境の整備 ④⑤地域連携・中核機関の整備
10-(2)-5	相談・支援の担い手による 取り組みの推進	成年後見制度の利用促進 ⑥権利擁護市民後見センター・成年 後見センター・市長申立て
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等 からの苦情対応	} 以降、項番ずれ
10-(2)-7	高齢者・障害者あんしん法律 相談の推進	
10-(2)-8	—	

計画書の記載内容

(旧)	(新)
<p>10-(2)-3 成年後見制度の利用促進</p> <p>障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。</p> <p>また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。</p>	<p>10-(2)-3 成年被後見人と成年後見人の支援</p> <p>成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。</p> <p>また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっては、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。</p>
<p>10-(2)-4 成年後見制度利用支援事業の推進</p> <p>成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みと」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。</p>	<p>10-(2)-4 成年後見制度の利用環境の整備</p> <p>成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。</p> <p>また、この地域の連携の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関を設置します。</p>
<p>10-(2)-5 (略)</p>	<p>10-(2)-5 成年後見制度の利用促進</p> <p>弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みと」等の関係機関との連携を強化します。</p> <p>また、成年後見制度(法定後見)においては、市内に居住する判断能力が不十分なために法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申し立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。</p>
<p>10-(2)-6 (略)</p>	<p>10-(2)-6 以降、項番ずれ</p>

北九州市障害者計画（抄）

【第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画関連箇所抜粋】

分野Ⅰ 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

（2）障害福祉サービスの質の向上等

障害程度の重度化、障害の重複化、障害のある人の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

1-(2)-1 障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性（心身の状況や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

1-(2)-2 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。

また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。

1-(2)-3 障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等

障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

1-(2)-4 障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。

また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。

さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

(3) 障害のある子どもに対する支援の充実

子どもが健やかに成長するための支援の実現を目指し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

1-(3)-1 障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進

障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

1-(3)-2 障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上

障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。

また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。

1-(3)-3 障害のある子どもの保育等の利用推進

障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、保育所等での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。

1-(3)-4 児童発達支援等の支援体制の充実

障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。

1-(3)-5 在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所（ショートステイ）や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。

1-(3)-6 家族への支援体制の充実

心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるように、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。

分野3 地域包括ケアシステムの構築 (地域生活支援、相談体制の充実)

(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

また、精神障害のある人について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組むとともに、ひきこもりの状態にある当事者と家族への支援等、在宅生活を送る精神障害のある人に対する支援を推進します。

3-(1)-1 在宅生活を支える障害福祉サービスの充実

障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。

3-(1)-2 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応

障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。

3-(1)-3 地域での生活を支える地域相談支援の充実

障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。

3-(1)-4 地域生活支援拠点の整備

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

3-(1)-5 地域生活における活動支援の充実

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

3-(1)-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療

機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ること、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3-(1)-7 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実

入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。

また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

3-(1)-8 精神障害のある人の在宅生活支援

在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を始め、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。

3-(1)-9 医療ケア等社会資源の整備促進

常時介護を必要とする障害のある人が、自らの決定に基づき身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。

3-(1)-10 障害福祉施設の整備

現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。

3-(1)-11 触法障害者への支援

触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

(2) 相談支援体制の充実

障害のある人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、多職種が連携しながら訪問支援（アウトリーチ）を含むきめ細かな相談支援に取り組み、障害や日常生活上の悩み、不安等について相談できる体制の構築に努めます。

3-(2)-1 相談支援体制の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。

3-(2)-2 北九州市基幹相談支援センターの充実

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。

3-(2)-3 各種相談機関の地域ネットワークの構築

基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーを始めとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。

様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。

3-(2)-4 北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実

相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。

3-(2)-5 発達障害のある子どもや大人への支援

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。

併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉等の協働による包括的な支援を進めます。

3-(2)-6 難病患者やその家族の支援

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。

また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援を始め、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。

3-(2)-7 北九州市難病対策地域協議会の開催

難病患者やその家族を始め、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。

3-(2)-8 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

(3) 地域福祉の充実

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

3-(3)-1 地域社会の仕組みづくり

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。

3-(3)-2 精神障害のある人の地域生活支援

精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まい（医療を受けられる環境の整備を含む。）の確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。

3-(3)-3 精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援

精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

3-(3)-4 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。

3-(3)-5 行動障害等のある人への支援

行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。

併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。

(4) 障害福祉を支える人材の育成・支援

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援の充実を図るとともに、障害のある人やその家族による当事者活動の促進と質の向上を図ります。

3-(4)-1 障害のある人を支援する人の支援

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。

3-(4)-2 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い

精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。

3-(4)-3 ペアレントメンターの育成

発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。

3-(4)-4 ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援

障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。

分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

(2) 障害者雇用の促進

一般就労を希望する障害のある人が一人でも多く就労できるよう、企業の障害者雇用に対する理解を一層深めていく取り組みを進めます。

5-(2)-1 一般企業への就労の促進

一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に応じた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。

また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させます。

5-(2)-2 障害のある人の雇用に対する理解促進

企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布等により、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。

5-(2)-3 障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大

障害のある人を雇用する企業の先進的な取り組み等の情報を収集するとともに、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

また、新たに障害のある人を雇用する企業を開拓するなど、障害のある人の雇用の更なる拡大に取り組みます。

5-(2)-4 障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。

5-(2)-5 特例子会社制度の周知

重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。

5-(2)-6 市の職場での就業機会の創出

市の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用することにより、障害のある人の就労及び職業的自立を促進するとともに、障害のある人の就労に関して、市民への啓発及び理解の促進を図ります。

(3) 障害特性に応じた就労支援

精神障害のある人や発達障害のある人等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。

5-(3)-1 障害の特性に応じた就労支援の充実

北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、精神障害、発達障害等の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。

また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。

5-(3)-2 就労支援の充実と就労後の定着支援

障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。

また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。

